

石 井 道

ISHIZUCHI

—ご家族でご覧ください—



「長浜大橋（赤橋）」と「脇川あらし」（大洲市提供）

- ・年頭のごあいさつ 2
- ・新組合会議員のご紹介 3
- ・平成29年度及び平成30年度上半期の医療費の状況 4
- ・平成29年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について 5
- ・交通事故で組合員証等を使用する場合は届出が必要です！ 6
- ・平成30年7月豪雨災害で被災された皆さまへ 6
- ・確定申告における医療費控除申告について 7
- ・共済事業に関する懇談会を開催しました 8
- ・標準報酬制度に関するQ&A 13
- ・ライフプランセミナーを開催しました 14
- ・貸付事業のご案内 15

CONTENTS

年頭のごあいさつ



理事長

菅

良二

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様には、お健やかで輝かしい平成31年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本組合の事業運営について、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

まず始めに、昨年7月の県内豪雨災害の被害を受けられました地域の組合員及びご家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。本組合では、一定以上の被害を受けられた組合員の皆様への災害見舞金の支給やえひめ共済会館における被災者の受け入れ等を行ってまいりました。被災地

域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

私は、昨年12月3日の任期満了に伴う役員選挙において再度理事長にご推挙をいただき、引き続きその重責を担うこととなりました。今日の共済組合を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、組合員、ご家族の皆様福祉の向上、共済組合制度の充実発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組む所存であります。

さて、本組合の短期財政につきましましては、昨年度に引き続き全国市町村職員共済組合連合会の財政支援を受けての非常に厳しい運営となっております。

おります。高齢者医療制度への納付金や支援金の負担が大きい、制度上の問題はありますが、これまで以上に組合員及びご家族の皆様健康の保持増進に寄与するよう、特定健診・特定保健指導による生活習慣病の予防や重症化予防のための受診勧奨など、データを活用した保健事業に取り組みと伴に、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費の適正化に努めて参りたいと考えております。

一方、公的年金制度につきましましては、「高齢社会対策大綱」(平成30年2月16日閣議決定)において、65歳より後に年金を受給する繰り下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組みと伴に、70歳以降の受給開始を選択可能とすること、また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進めることとされており、今後の動向が注視されるところでございます。

更に、マイナンバー制度関係につきましましては、平成30年7月から、医療保険分野における情報連携が開始

されており、年金分野におきましても、本年中の情報連携開始へ向け、準備が進んでいるようでございますので、円滑かつ適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

また、えひめ共済会館につきましては、平成30年4月から8月の5か月間休館をして、老朽化・防災対策のための改修工事を行い、9月1日にリフレッシュオープンいたしました。これまで以上に、安全・安心で、より快適な施設として営業をしております。さらに鮮度抜群の美味しいお食事をご用意いたしておりますので、組合員及びご家族の皆様のご利用を心からお待ちしております。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役員一同、組合員とそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力を尽くして参りますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

新組合会議員と 役員のご紹介

◇ 理事長に

菅 良二氏再選

平成30年11月15日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月3日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第198回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さんには、平成30年12月1日からの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。

市町村長側



理事長

菅 良二
(今治市長)
第1区



理事長職務代理者

武智 邦典
(伊予市長)
第2区



理事

高門 清彦
(伊方町長)
第3区



監事

岡本 靖
(松前町長)
第2区



議員

宮脇 馨
(上島町長)
第1区



議員

加藤 章
(東温市長)
第2区



議員

管家 一夫
(西予市長)
第3区

職員側



理事

和田 雅志
(久万高原町住民課)
第2区



理事

井関 文彦
(松山市環境部清掃課)
第2区



理事

山内 貴志
(新居浜市建設部用地課)
第1区



議員

戸田 光文
(西条市市民環境部環境衛生課)
第1区



監事

魚崎 松芳
(宇和島市産業経済部国土調査課)
第3区



議員

上田 昌宏
(伊方町町民課 町見出張所)
第3区



議員

上本 隆弘
(砥部町総務課)
第2区

全国との比較

平成29年度 医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費

平成30年度 短期財源率・平均標準報酬月額

平成29年度の組合員医療費及び平成30年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素のうち、「受診率」は前年度と比べて0.11ポイント増加し、「1件当たり日数」は0.04日減少しました。「1日当たり金額」については、前年度より120円増加して6,901円(25位)と全国平均より若干高い状態となっています。

また、「組合員1人当たり金額」は、前年度より125円減少して108,376円(33位)となっており、全国平均112,075円より3,699円低い額となっています。この主な要因としては、外来医療費が減少したことが挙げられます。

「短期財源率」は、前年度103.92%(5位)でしたが、高齢者医療制度に係る拠出金等が昨年度より減少したことに伴い、4.22ポイント減少して99.70%(10位)となりました。しかしながら、昨年度同様、全国市町村職員共済組合から財政支援を受ける大変厳しい状況となっています。なお、全国平均(95.06%)より4.64%高くなっています。

短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (平成30年度 単位:%) (対標準報酬)		平均標準報酬月額 (平成30年3月末現在 単位:円)	
1 沖 縄	119.58	1 神奈川	431,522
2 佐 賀	118.10	2 東 京	428,451
3 熊 本	110.26	3 兵 庫	423,995
4 奈 良	101.30	4 大 阪	418,488
5 大 阪	101.20	5 静 岡	410,771
6 鹿児島	100.38	6 千 葉	409,546
7 島 根	100.00	7 滋 賀	407,511
8 徳 島	100.00	8 埼 玉	402,825
9 宮 崎	99.94	9 京 都	400,041
10 愛 媛	99.70	10 三 重	399,852

組合員の診療諸率の他県との比較

受 診 率 (平成29年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成29年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成29年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成29年度 単位:円)	
1 大 阪	74.52	1 神奈川	1.80	1 北海道	8,357	1 奈 良	124,239
2 徳 島	74.44	2 大 阪	1.77	2 島 根	7,819	2 佐 賀	123,264
3 東 京	72.79	2 福 岡	1.77	3 石 川	7,719	3 徳 島	122,863
4 奈 良	72.39	4 佐 賀	1.74	4 福 井	7,508	4 広 島	122,689
5 三 重	71.90	5 埼 玉	1.67	5 広 島	7,409	5 福 岡	121,091
6 佐 賀	71.75	5 大 分	1.67	6 大 分	7,401	6 山 口	120,440
7 福 岡	70.67	7 奈 良	1.66	7 宮 崎	7,395	7 北海道	120,146
8 和歌山	70.12	7 長 崎	1.66	8 秋 田	7,259	8 熊 本	119,567
9 香 川	69.62	7 千 葉	1.66	9 奈 良	7,242	9 秋 田	117,845
10 栃 木	69.57	7 和歌山	1.66	10 熊 本	7,235	10 岩 手	117,590

28 愛 媛 382,679

20 愛 媛 67.52

34 愛 媛 1.57

25 愛 媛 6,901

33 愛 媛 108,376

38 岩 手	89.80	38 長 野	376,131
39 山 形	88.80	39 熊 本	374,986
40 兵 庫	88.06	40 石 川	372,785
41 福 井	88.00	41 宮 城	371,947
42 茨 城	87.20	42 佐 賀	371,660
42 愛 知	87.20	43 鳥 取	371,058
44 千 葉	85.20	44 新 潟	370,563
45 東 京	84.50	45 福 井	368,569
46 神奈川	84.00	46 高 知	362,858
47 富 山	81.76	47 沖 縄	353,358
平 均	95.06	平 均	393,195

38 高 知	64.00
39 大 分	63.71
40 島 根	63.67
41 宮 崎	63.31
42 沖 縄	62.74
43 富 山	62.42
44 長 野	62.25
45 福 井	60.60
46 石 川	60.59
47 北海道	58.67
平 均	67.27

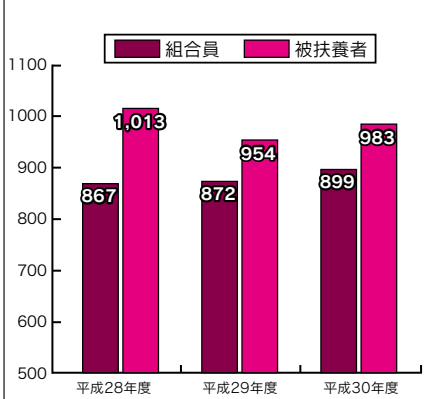
38 宮 城	1.56
38 岩 手	1.56
38 三 重	1.56
41 秋 田	1.55
41 岡 山	1.55
43 福 島	1.52
43 鳥 取	1.52
45 新 潟	1.51
45 島 根	1.51
47 山 形	1.48
平 均	1.62

38 群 馬	6,520
39 佐 賀	6,490
40 和歌山	6,415
41 三 重	6,401
42 千 葉	6,396
43 愛 知	6,341
44 東 京	6,196
45 埼 玉	6,185
46 大 阪	5,925
47 神奈川	5,780
平 均	6,762

38 山 形	105,977
39 岐 阜	105,821
40 山 梨	105,434
41 福 井	104,189
42 新 潟	103,103
43 富 山	102,915
44 長 野	102,782
45 静 岡	102,637
46 群 馬	99,414
47 愛 知	99,059
平 均	111,928

上半期の医療費

(単位:百万円)



被扶養者の上半期の医療費は、外来医療費が前年度より約900万円(1・53%)減少しましたが、入院医療費が約3800万円(13・84%)と大幅に増加したことに伴い、全体でも前年度より約2900万円(3・06%)増加しています。

被扶養者 入院医療費が大幅増

組合員の上半期の医療費は、歯科ともに増加していますが、特に外来医療費が前年度より約2300万円(4・60%増)と大幅に増加したため、全体では約2700万円(3・14%)の増加となっています。

組合員 外来医療費が大幅増

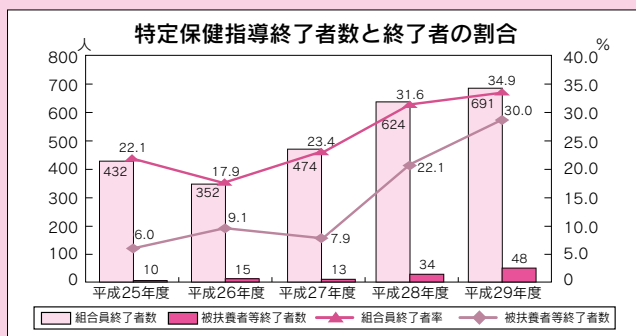
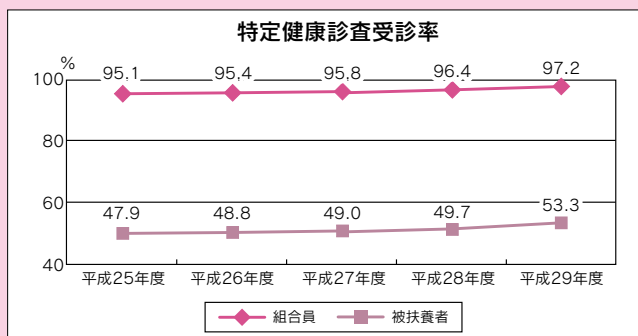
〈平成30年度〉
上半期の医療費の状況

平成29年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況 (国への報告結果から)

平成29年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

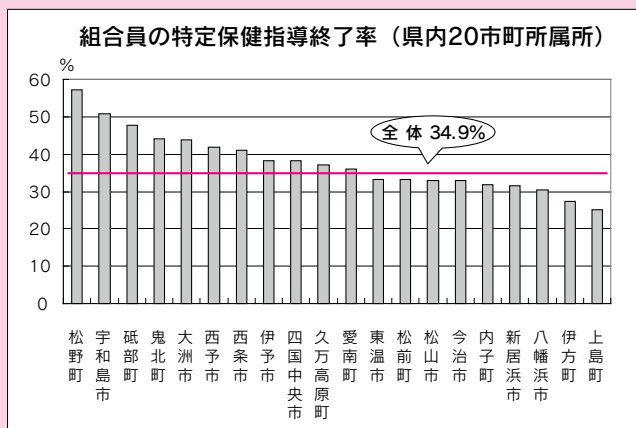
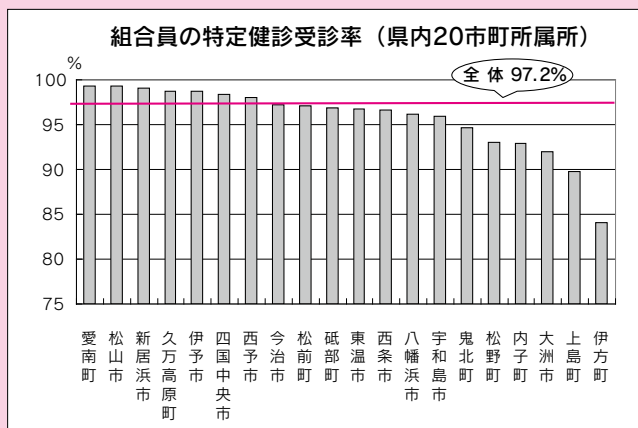
特定健康診査の受診率は、組合員、被扶養者ともに昨年を上回り、全体の受診率としても、85%を超えることができました。平成25年度と比較すると、約4%上がっていますが、国から定められている目標値(90%)まで、あと5%引き上げる必要があります。

特定保健指導の終了率も、組合員、被扶養者ともに昨年を上回り、全体としても約35%の終了率となっています。平成25年度と比較すると、大幅に(約14%)上がっていますが、こちらも国の目標値(45%)まで、あと10%以上引き上げる必要があります。



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	～	平成35年度
特定健康診査受診率	81.0%	81.9%	82.4%	83.7%	85.3%	～	90%以上
特定保健指導終了率	20.9%	17.2%	22.3%	31.0%	34.5%	～	45%以上

今年度から平成35年度までの6年間は、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施期間として、各保険者が事業に取り組むこととなっています。共済組合は、国から高い目標が設定されていますので、引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた家族(被扶養者)の皆様へ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(1,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した平成30年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問表)
- ② 特定保健指導を最後まで終了した方

詳しくは、公報「石鏡」7月号(Vol.300)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

交通事故による治療で 組合員証等を使用する場合には 共済組合へ届出が必要です！



交通事故により医療機関を受診する場合、原則としてその第三者である加害者がその損害を負担することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)は使用できません。しかし、このような場合であっても、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証等を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(または加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

組合員証等を使用する場合は、**必ず共済組合に連絡をする**とともに、「損害賠償申告書」、「交通事故証明書」などの**必要書類の提出をお願いします。**

交通事故に遭ってしまったら

- 相手の氏名、住所、電話番号、免許証番号、車検証、自動車の持ち主の氏名(営業車の場合は会社名)、住所を確認しましょう。
- 小さな事故でも必ず警察に届け出ましょう。
- 軽いケガでも医師の診断を受けましょう。
- 病院の窓口では、交通事故による負傷であることを伝えましょう。
- 組合員証等を使って治療するときは、共済組合にすぐに連絡しましょう。
- 被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。

医療費の適正な支出のため、調査に該当された皆さまにはご協力をお願いします。

平成30年7月豪雨で
被災された皆さまへ

このたびの水害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

共済組合では、組合員又は被扶養者が居住する住居又は家財の3分の1以上の被害を受けた場合、その損害の程度により災害見舞金が支給されます。

請求期限は被災した日から2年間ですが、早めのご請求をお願いします。

貸付事業においては、組合員が災害により住宅又は家財に損害を受けた場合、災害貸付を利用することができます。

請求手続き等の詳細は、平成30年9月発行の本紙号外をご覧ください。

また、住居が半壊以上罹災された組合員・被扶養者の方は、平成30年10月末まで医療機関の窓口で申し出ていただくことで、自己負担(1割〜3割)の支払いを猶予する取扱いをしておりますが、関係省庁からの要請に基づき、平成31年2月末まで延長することとなりました。ただし、平成31年1月以降、支払い猶予を受ける場合は、医療機関の窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要となりますので、共済組合へ申告してください。

確定申告における、医療費通知（医療費のお知らせ）を活用した医療費控除申告について

これまで、組合員のみなさんが確定申告で医療費控除の申請をする際には、医療機関等から発行された領収書を保管しておき、確定申告書等と一緒に提出する必要がありましたが、平成29年分の確定申告（平成30年1月1日以降の提出）から、その領収書に代えて共済組合が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を使用することができるようになりました。ただし、**医療費通知の記載内容の確認ができるよう、領収書は捨てずに大切に保管してください。**

なお、本組合では、被扶養者の方の医療費通知もまとめて組合員あてに送付することとしておりますが、個人情報の利用にあたり、個人情報保護法では本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて医療費通知を送付させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

平成30年分の医療費通知の配付は、次のとおりです。

第1回目（配付済）

（配付時期）平成30年12月上旬
（対象診療月）平成30年1月～6月診療分

第2回目

（配付予定時期）平成31年3月中旬
（対象診療月）平成30年7月～12月診療分

平成30年7月～12月診療分は、医療費通知の基となる診療報酬明細書が医療機関から診療月の2、3か月遅れて共済組合に届くため、平成31年3月中旬の配付予定となり、確定申告の手続きに間に合わない可能性があります。その場合は、申請していただくことによりその時点で作成可能な月分までの医療費通知を発行しますので、希望する方はご連絡ください。

なお、確定申告に関する内容については、国税庁のホームページで確認又は税務署にお問い合わせください。

【医療費通知に関する問合せ先】 共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

平成30年度共済事業に関する懇談会開催一覧表

開催日	開催地	出席議員	開催場所	参加人数
7月13日 (金)	久万高原町	山内 武弥 和田 雅志	久万高原町役場 2階「大会議室」	22名
7月25日 (水)	砥部町	河本 一 瀨川 幹雄	砥部町役場 2階「大会議室」	16名
8月21日 (火)	西条市	山内 貴志 神田 紀香	西条市役所 5階「502会議室」	22名
合 計				60名

※8月27日に開催予定地となっていた「西予市」については、平成30年7月豪雨災害により、来年度以降の開催となりました。

○これまでの「共済事業に関する懇談会」のご意見・ご要望に基づいて、事業の見直しを行い、実施・変更することとなった主な事業は次のとおりです。

- ・組合員証のカード化(平成24年10月実施)
- ・4月1日新規資格取得者に対する人間ドックの追加募集(平成26年度実施)
- ・ボーナスからの積立貯金(平成26年6月実施)
- ・インフルエンザ予防接種補助金の引上げ(1,000円→1,500円)(平成27年度実施)
- ・えひめ共済会館の宿泊室空調設備及びバリアフリールールの改善(平成30年度実施)

平成30年度 共済事業に関する懇談会

— 3か所で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見、ご要望をお伺いするため、平成28年度から再開した「共済事業に関する懇談会」を、左表のとおり開催しました。平成30年度は県内3市町での開催を行い、合計60名のご参加をいただきました。開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、9月25日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、最終とりまとめをいたしました。今後、平成31年度事業計画及び予算に向けて、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。

総則事項

Q 今後、公務員の定年延長が行われた場合、共済組合制度の適用はどうなりますか。

A 今後、国において検討されている定年延長が地方公務員に実施された場合は、延長された期間は共済組合の組合員資格をそのまま引き継ぎ、65歳まで定年延長が実施されることになれば、定年退職後すぐに年金の支給開始となります。

しかしながら先進国の一部では、年金の支給開始年齢が段階的に67歳、68歳へ引き上げられる予定となっております。また現在66歳から70歳までで選択できる年金の繰り下げ支給を、71歳以降も選択できる案が国において検討されていることから、本組合としましては、来年度実施される公的年金の財政検証を含め、年金に係る今後の動向を引き続き注視していきたいと考えております。

なお、現在各市町における再任用制度により、60歳の定年後にフルタイムの再任用職員となった方は組合員資格をそのまま引き継ぎ、フルタイムでな

い再任用職員となった方は勤務時間等に応じた社会保険に加入されています。

Q 組合員が行った公務に起因して、組合員個人に対して住民から損害賠償が求められるケースがあります。このリスクに備えて一部の地方公共団体等が地方公務員賠償責任保険へ加入していますが、組合員の当該保険契約は任意となっていて、保険料も契約した組合員が全額負担しています。組合員の負担を軽減し、多くの組合員に当該保険へ加入してもらうため、保険料の一部を共済組合で助成できないでしょうか。

A 公務員賠償責任保険については、一部の市・町で加入を検討されているように伺っております。近年、公務に起因して公務員個人に損害賠償が請求される事例が増えており、今後、このような保険に加入される公務員の方が増えることは予想されますが、共済組合が行う事業については、地方公務員等共済組合法に規定されており、当該保険の一部助成等については、法の主旨から難しいと考えます。

短期給付関係

Q 短期給付の附加給付について、家族に対する給付は、家族療養費附加金と家族訪問看護療養費附加金に分かれています。組合員は一部負担金払戻金のみとなっています。組合員には訪問看護療養費に係る附加金のような給付はないのでしょうか。

A 組合員と被扶養者の受けられる附加給付の内容は同じです。組合員の訪問看護療養費に係る自己負担額が一定の額を超えた場合の給付は、一部負担金払戻金の中に含まれていません。

なお、保険医療機関で受診した場合等に附加給付を受けるための請求書等が必要なく、共済組合の短期給付システムで自動的に給付額を計算し、組合員の指定口座に送金しています。



保健事業関係

Q 医療の高度化や定年延長による職員の高齢化が進んでいく中で、医療費を抑制するために共済組合が成人病予防のための健康教室やインセンティブ事業を実施する計画はありますか。現在取り組んでいる事業と今後、予定している事業があればお聞かせください。

A 成人病予防のための健康教室については、平成22年度まで、所属と共済組合の共同開催という形で、四国がんセンターの医師等を講師に招き、年3か所程度の所属所を訪問して、生活習慣病やがん予防などのテーマで講演を実施していましたが、県内市町を一巡したこと、また、参加者が集まりにくかったことなどの理由から、平成23年度以降は休止しております。

平成18年度からは、所属所長が主催する、組合員が対象の健康づくりを目的とした講習会やセミナー等を開催した場合は、1所属所1事業年度10万円を上限として、所要経費を補助する事業を実施しております。

また、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目的とした、生活習慣病に対する重症化予防事業として、平成20年度から40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に、組合員は人間ドック又は定期健康診断、被扶養者は特定健康診査の結果データから、糖尿病等の生活習慣病のリスクの高い方を抽出して、特定保健指導を実施し、特に組合員については、共済組合の保健師等が所属所を訪問して個別面談による保健指導を実施しています。

なお、39歳以下の若年層の組合員についても、若年期から生活習慣病の重症化予防を図ることにより、将来的な医療費の増高を抑制することを目的としたデータヘルス事業を平成28年度から実施し、特定健康診査と同じ項目により生活習慣病のリスクの高い方を抽出し、受診勧奨又は共済組合の保健師等が所属所を訪問して個別面談による保健指導を実施しています。

インセンティブ事業については、低迷している被扶養者の特定健康診査等の実施率向上のため、共済組合が送付する特定健康診査受診券を使用せず、パート先の職場等で受けた健診結果の写しを特定健康診査としてご提供いただいた被扶養者と、特定保健指導利用

券を使用して保健指導を終了した被扶養者に、健康づくりへの取組みに対するインセンティブとして、それぞれ1000円の図書カードを進呈しています。



久万高原町会場

Q 糖尿病等の生活習慣病重症化予防事業について、39歳以下の組合員にはデータヘルス事業として実施しているとのことですが、40歳以上の組合員に対して取り組んでいる事業があればお聞かせください。

A 40歳以上の組合員を対象にした生活習慣病に対する重症化予防事業としては、特定健康診査及び特定保健指導に積極的に取り組むことにより、実施したものとしています。

Q インフルエンザ予防接種補助を、2回接種の子どもについては2倍支給してもらえますか。

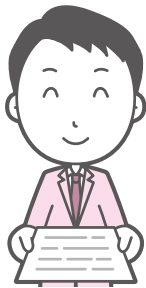
A インフルエンザ予防接種補助金額については、以前に共済事業に関する懇談会等でご要望がありましたので、平成27年度に補助額を1000円から1500円に引き上げております。

なお、地方公務員共済の保健事業に關しては、総務省通知において、短期経理の財政状況に鑑み、組合員及びその被扶養者のメンタルヘルスを含む健

康の保持増進に資する事業を重点的に行い、医療費増高対策に資する事業内容となるよう見直しを行うこととされており、共済組合では毎年、組合会議員の皆様と協議し事業内容の見直しを行っております。

また、保健事業の財源率は、地方自治体の負担金に影響することから、引き上げるとは難しい状況にあり、組合員数の減少や平成27年10月の標準報酬制への移行に伴い、掛金・負担金収入は減少していますが、平成15年度以降財源率の引上げは行っておりません。

このような状況にありますので、2回接種分の補助を含む補助額の引上げについては、限られた財源の中で長期的に安定した事業として継続するため、収支状況等も踏まえ、検討していきたいと考えています。



Q 福祉施設利用助成の新婚・結婚利用助成について年間どれくらいの利用がありますか。また、利用方法と助成される内容を教えてください。

A 平成29年度決算では新婚13組、結婚15組の、合わせて28組(56人)にご利用いただいております。

ご利用方法は、あらかじめお電話で宿泊予約の際に新婚・結婚利用助成を利用する旨を伝えていただき、「新婚・結婚等愛媛共済会館利用助成金請求書」(本組合のホームページにもあります。)に必要事項を記入し、共済事務担当課で所属所長の証明を受け、宿泊当日のチェックインの際にご提出いただくこととしております。

結婚の利用助成は「結婚25周年を忘れていた」という方が多くいらっしゃいますが、共済組合は組合員の婚姻情報を保有しておりませんので、所属所に該当者を知ることができませんので、ご了承ください。

利用助成の内訳は、宿泊費(ツイン又は和室)、夕食、朝食の1泊2食分の実費を助成いたします。ただし、夕食

時の飲物など別途注文されたものについては自己負担となります。



砥部町会場

貯金事業関係

Q 共済貯金をしている人に配布される地方公務員ダイアリーは立派ですが私はあまり使用していません。その費用で貯金残高を共済組合ホームページで確認できるシステムを構築できませんか。

A 共済組合では、各業務の電算処理について、外部とは接続されていない独立した基幹システムを使用して行っており、個人情報が出しにくい環境を構築しています。ご提案の貯金残高をホームページで確認できるシステムは、インターネット上で手軽に確認できて便利だとは思いますが、一方で貯金に関する個人情報流出のリスクがあります。

また、費用面についても、現在は全国統一の全国連合会のシステムを利用していることで事務経費を低く抑えています。ご提案のシステムを本組合独自で構築した場合、非常に高いレベルのセキュリティが求められ、システム構築に係る費用やリスク管理を含む保守管理費用などの高額な経費が発生

することが予想されますので、ご提案のようなシステムの構築は難しいと考えております。

共済貯金加入者への地方公務員ダイアリーの配付については、以前の「共済事業に関する懇談会」で、廃止の意見もありましたが、「今後も継続してほしい」、「ここを改良してほしい」という意見もありました。ダイアリーの配付については、賛否両論の意見がありますので、今後皆さまからのご意見を参考に検討したいと考えています。

Q 共済貯金加入者に配布される地方公務員ダイアリーについて、バインダー方式にする、付録に統計資料・地図・地下鉄路線図を入れるなど、中身を充実させてほしい。

A 県民手帳を見ると主要都市の交通網などが載っており、付録の内容について検討することは可能です。バインダー方式については、費用面等のことも含めて検討していきます。

ダイアリーについては、これまでも改廃の御意見があり、改良して配布を続けていますが、今後必要ないとの意見が圧倒的になった場合、また1・0%

の貯金利率の維持が難しくなってきた時に少しでもコストを抑えなければならぬといった場合には、廃止についても検討しなければならないと考えています。



Q 共済貯金の払戻請求書の振込先欄でゆうちょ銀行の記入方法が分かりにくいいため、ゆうちょ銀行欄を設けてほしい。

A ゆうちょ銀行は、民営化前の「記号・番号(5桁と8桁)」と民営化後の「店名、口座番号」の両方を管理しており、ゆうちょ銀行への振込みについては、「記号・番号」ではなく、「漢数字3文字の店名」と「7桁の口座番号」が必要になります。

共済組合の払戻請求書にも、支店の欄に「店名」と口座欄に「口座番号」を

記入していただくこととなりますので、払戻請求書に(表紙をつけるなどして)、ゆうちょ銀行の場合の記入方法を掲載したいと思います。

ただし、現在作成しております払戻請求書が相当数ありますので、この用紙を使い切ってから、新たに、記入方法の説明を付した払戻請求書を作成したいと考えておりますので、今しばらくお待ちください。

なお、「店名」と「口座番号」は、ご自身で確認していただく必要があります。「店名」、「口座番号」が分からない場合は、ゆうちょ銀行のホームページで「記号・番号」から調べることができます。

また、ゆうちょ銀行の記号番号から口座番号に変換するには、記号の2、3番目の数字の後に8をつけた3桁の数字が店番・店名になり、8桁の番号の最後の1をとった7桁の数字が口座番号になります。

店番・店名については、ほとんどの方が愛媛県の口座発行エリアである「618」になるかと思えます。また、新しいゆうちょ銀行の通帳を持っている方は、通帳にも記載されていますので、ご確認をお願いします。

Q 共済貯金の加入率が上がった
ていないようですが、払戻
しに手間がかかることや、貯金の
支払利率が以前の1.5%から1.
0%に引き下がっていることが原
因ではないでしょうか。

A 共済貯金の払戻しについては、
原則として、払戻請求書の共済

組合への提出期限を毎週火曜日とし
て、その週の金曜日に指定口座への送
金を行っておりますので、週1回の送
金はできており、他県の共済組合と比
べましても、毎月の払戻回数は多く
なっております。

貯金の支払利率につきましては、店
舗やATMを保有せず、共済貯金のシ
ステムは全国連合会が開発したものを
使用していることから、運営コス
トを低く抑えることができ、運用によ
る利益のほとんどを支払利息として加
入者へ還元していること、また過去に
購入した金利の高い債券を保有してい
ることから、市中金融機関の預金利率
と比べてもかなり高い1.0%を維持
しているところです。

しかしながら、今後金利の高い債券
が満期償還を迎え、債券市場の低金利

による減収が続くようであれば、支払
利率の見直しについて検討していかな
ければならないと考えています。

なお、皆様からお預かりしている貯
金は、本組合の運用基準に基づき、定
期預金や国債・地方債等の債券で安全
第一に運用し、株式等のリスクのある
運用は行っておりません。



貸付事業関係

Q 就職に当たって、一人暮らしを始める等の理由で引越
し費用等の準備資金が必要となる
場合には、普通貸付を利用するよ
うになりますか。入学・修学に係
る特別貸付はありますが、就職を
理由として特別貸付は利用できま
せんか。

A 御質問の利用目的では特別貸付
をご利用になれませんので、普
通貸付を利用していただくことになり
ます。また、貸付事業は全国統一の貸
付準則に基づき貸付種類、限度額等が
決められていますので、御質問の利用
目的にあった特別貸付を新たに設ける
こともできません。



西条市会場

標準報酬制度に関するQ&A



標準報酬制度について、皆様からの問い合わせの多い内容についてQ&A形式でご案内させていただきます。

Q 「標準報酬の月額」はどのように決まるのでしょうか？

A 原則として、毎年4～6月の報酬(基本給・諸手当等)の平均を標準報酬等級表に当てはめて、9月から適用される標準報酬の月額を決定します(定時決定)。その他にも、昇給や諸手当の変更により毎月固定的に支給されている報酬に変動があった場合に、変動以後3か月の報酬の平均を基に定時決定を待たずに標準報酬の月額の改定が行われることもあります(随時改定)。

Q 標準報酬の月額を算定する際の報酬には、どのような手当が含まれますか？

A 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等のほぼ全ての手当が報酬に含まれます。期末手当、勤勉手当は、標準報酬の月額を算定する際の報酬には含まれませんが、掛金等の徴収対象にはなります。なお、児童手当は報酬には含まれません。

Q 随時改定の対象となるのはどのような時でしょうか？

A 随時改定は、基本給等の固定的に支給されている報酬に変動が生じ、かつ報酬の変動月以後3か月の報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめて算出した標準報酬の月額と、従前の標準報酬の月額とで**2等級以上**の差がある場合に対象となります。

Q 毎月の掛金等はどのように計算されているのでしょうか？

A 毎月の掛金等は、その月の標準報酬の月額に掛金率をかけて算出されます。例えば、平成31年1月の標準報酬の月額が38万円の方の場合、次のように計算されます。

	標準報酬の月額		掛金率※1		掛金
短期分	38万円	×	48.96 / 1,000	=	18,604円
介護分※2	38万円	×	7.17 / 1,000	=	2,724円
厚生年金分	38万円	×	91.50 / 1,000	=	34,770円
退職等年金分	38万円	×	7.50 / 1,000	=	2,850円
福祉分	38万円	×	2.00 / 1,000	=	760円
合計					59,708円

※1…平成31年1月時点の掛金率で計算しています。

※2…介護掛金は40歳以上65歳未満の方が対象です。

【この記事についての問合せ先】 共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

平成30年度ライフプランセミナー (50歳代のライフプラン)を開催しました

(一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

満足度 95%以上

平成30年11月7・8・9日に、えひめ共済会館において、50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて159名の方にご参加いただきました。



「ゆとりを築く家計プラン」

明治安田ライフプランセンター株式会社
ライフプランサービス部業務役 植田 茂 氏

- 「年金定期便」の見方
- 年金受給額を増やすには
- 定年後を考える
- 退職後の医療は
- 50代の家計設計のポイント
- 住宅ローンの負担を減らすには
etc...



Lecturer

参加者の声

- 年金の受け取りイメージが分かり、定年後の経済状況について想定との違いが分かった。
- 漠然と疑問に思っていたことがとても理解できクリアになりました。
- 年金のこと、定年後（老後）の必要額のこと、とても参考になりました。

「ライフプランで充実の人生を！」

一般財団法人地域社会ライフプラン協会
参事 塚本 伸明 氏

- ライフプランとは
- 自己の現状分析
- ライフプランの作成
- 老後の生活費
- 保険の内容を確認しましょう
- 資産運用
etc...



Lecturer

参加者の声

- 老後の生活や退職後の生活について楽しく聞くことができた。退職後の生活について夫婦でしっかりと話したいと思います。考えるきっかけとなりました。
- 定年後のプランの立て方、生命保険の見直しなどとても参考になりました。

保健課からのお知らせ *News from the Health Division*

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の取扱いについて

えひめ共済会館の休館中（平成30年4月1日から同年8月31日まで）に、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の助成対象期間が含まれる場合は、休館期間相当分（暦年計算）について、助成対象期間を延長します。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

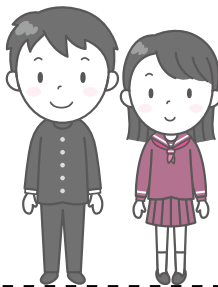
はり・きゅう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゅう施術料助成を廃止しました。ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れがないよう、速やかにご請求ください。

【この記事についての問合せ先】 共済組合保健課 厚生係 ☎089(945)6318

入学・修学 貸付のご案内

入学・修学に係る貸付制度をご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○給料月額¹の6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額180万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回） ○申し出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみ支払い） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回） ○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみ支払い）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。） ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。） ○授業料、家賃等が確認できる書類等

○貸付利率は、年1.26%（変動）です。

※貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。

○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。

～ 〈お申込み〉は所属所の共済事務担当課（係）まで～

平成30年9月5日発行「号外」の記載誤りについて

平成30年9月に配付しました「号外」の災害貸付についての記載について、下記のとおり記載誤りがありました。訂正してお詫びします。

（該当箇所）4頁「7 災害貸付について」の表中、災害住宅貸付の貸付限度額について

（誤） 給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額（最高限度額1,800万円）

（正） 給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額（最高限度額1,800万円、最低保障額あり）

■物資指定店（取消）

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	H30.10.31	旬ほどの	八幡浜市銀座通7丁目1410	(0894)22-0869	時計・貴金属・眼鏡
取消	H30.10.31	川田モータース	西宇和郡伊方町三机乙4364-10	(0894)52-0613	自動車

新年明けましておめでとうございます

本年もよろしくお願いいたします

新年会おすすめ料理

平成31年1月31日まで

和洋卓料理 お一人様 **3,500円** (税込)

和洋コース お一人様 **3,500円** (税込)



※写真は8人盛



◆ **和会席** お一人様 **4,500円** (税込) もご用意しております。

2時間!

飲み放題 お一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・
果実酒・ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

その他ご予算に合わせた各種料理・鍋コースもご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



表紙によせて

「長浜大橋(赤橋)」と
「肱川あらし」(大洲市)



象「肱川あらし」と、その霧の中に映える長浜大橋とのコントラストは幻想的で息をのむ美しさです。

昭和10年8月、県下最大河川の肱川の河口に架設された現役で動く日本最古の道路可動橋「長浜大橋(赤橋)」は、平成26年12月10日に国の重要文化財に指定されました。秋から冬にかけて、大洲盆地で発生した霧が肱川沿いを強風で走り抜け、瀬戸内海の伊予灘に流れ込む世界的にも珍しい自然現象

—組合の現況— (平成30年11月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,574人
男	9,351人
女	5,223人
◎平均標準報酬月額(短期)	377,046円
◎被扶養者数	15,876人
(含任継)	内119人
◎任意継続組合員	205人
◎年金受給者数	18,125人